

令和6年 第2回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和6年2月13日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

事務局 1ページをお開きください。
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
別紙記入事件、2件。
次のページをお開きください。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただいま事務局より説明がございました。
ここで担当地区の委員さんの調査報告をお願いしたいと思っております。

8番委員 ○○地区担当の中島です。8番です。
農地法第3条による申請事案の調査結果を報告いたします。
2月4日、現地調査並びに譲受人に会い、また、譲渡人に電話で意向を聞き確認をしました。
現地は○○集落に入り、小さい公園があるんですけども、そこからさらに150mぐらい北に上がったところになります。譲受人は現在水田耕作をしており、申請地を譲渡人より借地し、耕作しております。譲渡人は遠隔地に住んでおり、耕作できないため、親戚関係にある譲受人に譲渡したいとのことでした。したがって、譲受人の諸所の懸案事項、また、周辺への支障等はありません。
以上、雑駁ですが報告いたします。また、以上審議のほどよろしく願いいたします。

議長 調査報告、了解しました。ありがとうございます。
皆さんのほうからご質問ありましたら、お願いいたします。
以前からもう耕作をしているということで、これからずっと続けるという案件でございますので、考えずに、別段問題なしかないと考えるところでありますので、質疑がなければ、議案第4号の1案件は許可といたしてよろしいでしょうか。
（「異議なし」の声）
議案第4号の1は許可といたします。
続いて、議案第4号の2、農地法第3条の規定による許可申請について、担当委員より調査報告をお願いします。

14番委員 農地法第3条の規定による許可申請の件です。
14番、○○の原澤です。
これは、河原の信号を入れて、左へ行ってしまうんですけども、○○さんが今度は譲り受けるということになるわけだけども、その前に隣の家の○○さんが所有していたんですけども、○○さんが今留守宅で誰もいない、そういう家です。それで、その娘さんが○○に○○さんが行って、それで、譲ってくれないかなと、家の前なもので、譲ってくれないかなと言ったら、○○さんが、よく、じゃ、譲ってやるよということで、話合いがついたそうです。

それで、家の前だから、ここら辺の農地を耕してもらえれば、放棄農地にならないでいいかなと思って、私はその農地を見てまいりました。お互いに話合いがついているので、よいと思っているんですけども、今後はその周辺にもまだ〇〇さんの土地あるんですけども、放棄農地にしたら困るななんて、〇〇さんはそう話していました。

いい条件なので、私としては許可してやりたいなと思っています。皆さんのご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

継続して耕作していただける方が現れたという案件でございます。

皆様のほうからご質問ありましたらお願いいたします。

なければ、許可することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議案第4号の2の案件は許可といたします。

続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より一括で説明がございます。

事務局

失礼します。説明の前に、先ほどお配りした資料につきまして、今回の一度説明をした後に、続いて説明をするときに使います資料で、お配りした資料は、町ホームページにあります再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例の概要となります。

それでは、説明に入ります。

3ページをお開きください。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま該当する箇所の、この先ほど配っていただいた条例の中で、どこに該当しないということだったんですか。もう一度ちょっとはっきりおっしゃっていただけますか。

事務局

すみません、失礼します。

2ページ目の3番、2ページ目の許可の対象外の(3)のところ、事業区域面積が1,000㎡未満の事業ということなんですけれども、太陽光パネルを全部設置した面積が1,000㎡未満ということなので、該当にならないということで、地域整備課の担当者からそういう話がありました。

以上です。

議 長

すみません、私のほうがちょっと聞こえなかったもので、申し訳ないです。

これにつきまして、担当委員さんの調査報告をお願いしたいと思っております。

す。

14番委員

農地法第5条第1項の規定による許可申請についての報告いたします。

14番、〇〇の原澤です。

2月4日に現地に調査に行ってみりました。それで、この案件は、当時者に会えない、第三者に説明を受けるといった案件であります。

それで、現地見たところ、小規模で50キロワット以下の発電量になります。当時は、そばを作って耕していたんですが、今は、放棄地になっております。この場所は〇〇というんですが、その前を真っすぐ行って、左側の段下というか、ほんの少しの農地なんですけれども、〇〇さんが、地元いねえで、〇〇に住んでいると思ったら、いろんなところから要望出ているんじゃない。この業者と話合って、この業者は発電所を設立、事業する、そういう話になったそうです。いろいろの、大体業者の話によると、小規模だからみんなに迷惑かけない。これ隣に宅地があるんですけども、段下なものですから、ほとんど悪影響ないという。その脇に雑種地があるんですけども、それも一応計画に入っていて、そこは木を伐採して管理する、そういう方向らしいです。

だから、私はいいじゃないかと。あのように放棄農地にしていくより、耕してもらって、再利用したほうがよいかと思って見てまいりました。みなかみもそんな方向でだんだんいいかなと思ってはいるんですけども、そんなような案件であります。どうか皆さんの審議のほどをよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

これは、所有者、それから、事業をする方がみんな遠方でというお話でございましたが、みなかみ条例のほうからの、これに該当しないということで、許可相当、許可は認めるという案件でございます。

皆様のほうからのご質問をお願いいたします。

6番委員

これ、開発協議なんですよ。

事務局

すみません、回答します。

開発協議につきましては、済んでおります。

6番委員

今、開発協議は農業委員は立ち合いはしないんですか。

事務局

開発協議のほうは、どうも農業委員のほうは立ち合いはお話ししていないんです。

失礼いたしました。開発協議自体は、法令に問題があるかどうかという話はいただいています。この場合、他法令について、許可要件を備えていれば、あくまでも5条の申請が必要ですよというお話で、協議のほうをさせていただいています。

議長

すみません、発言してもよろしいでしょうか。

今、開発協議というのは、どういうのか、以前のことは私には分からないんですが、この今条例の案件が、この文章が配ってあるように、この条例が制定されてから、そこの中に農業委員の会長というようなことで、この申請があっ

た場合には、そのメンバーになって協議するような格好に出させていただきます。

それで、今回この条例に該当しないものですから、俺のほうに協議の通知が来ていないんですけども、そのメンバーを見ると、議長とか副議長とか、それから、係のメンバーの方たちがいるんで、ちょっと手元に今資料がないんですが、その人たちで、もし申請があった場合には協議していくということがあって、その会議がございます。

事務局

説明さえぎってすみません、青柳委員さんがおっしゃったのは、町の開発指導要綱のお話です。開発指導要綱というのは、町のほうでワンストップ窓口の開発関係で許認可が必要な場合、そこが窓口になって、それを取りまとめるという方法を、地域整備課の都市計画係がやっております。その中の一つの内容として、先ほどの再エネの条例もございますし、当然農業委員会もありますし、ほかで言うと、例えば、危険地域とか急傾斜とか河川とか、そんなところも含まれる場合があるんですけども、その辺は開発指導要綱上で、こういう法令があるので確認してくださいという法律です。

その中の話で、農業委員会的には、今回の件については、あくまで農業委員会の立場で、5条の許可申請が必要ですよというお話で指導させていただくんです。それと同様に、再エネのほうも、そこは同じ係ですから、同じ係内で審査なり確認をして、再エネのほうについては該当がないという判断で指導しているということですよ。

指導要綱という設置の方法ですので、それについては、農業委員会、立ち合いという方法じゃなくて、協議を行う、必要かどうかの判断をさせていただく。最終的には、5条であれば開発の行為に、うちの規制の中には農地法が入りますので、この5条申請を今回の審議にかける必要がありますよという回答をさせていただいておりますので、当然この開発行為が始まったときに連絡、1,000㎡以上の場合には必要がございますので、5条の申請が必要ですよという回答をさせていただいております。多分青柳委員さんが説明してくれたのもその話でよろしいでしょうかね。

6番委員

では、ほかには、いろいろな指導をする。あるいは、農地法の関係だけで、ほかのものはオーケーなんですか。

事務局

確認していただいたら、多分ほかに景観条例とか、その辺も該当があるようです。ただ、一応うちのほうで確認した中では、開発指導要綱の中で、指導するもの、確認を取るものの中ではクリアされているということですので、もし万が一、この中でどこか引っかかれば、農地法上で、法令上問題があるということになると、群馬県のほうでも許可は出さないということです。

農業委員会4条、5条については、周辺農地に影響があるかどうかの意見書を出すのが主な仕事でございますので、今回については、土地改良されているところではない、大規模な農地ではない、さらに大きな農地の一角、10ha以上の場合、ちょっと分かりづらいかも思いますが、1種農地、2種農地はあまり言い方、本来あまりよくないんだと思うんですけども、農地の許可基準の中での話としては、あくまでもちょっと言い方よくないですけども、許可の可能性のある農地だということで、その農地については、周辺農地

に影響がないと。その農地が営農するのに影響がないかという意見書の提出の審査をしていただくというのが認識であると考えます。

以上です。

議 長

青柳さんよろしいでしょうか。

でも、やっぱりこれを許可するに当たっては、やはりそういう事前のチェック体制というのか、それを確認するのは当然のことだと私は思っております。

皆さんのほうからご質問ございましたらお願いいたします。

どうぞ。

15番委員

すみません、事業区域の面積が1,000㎡未満と書いてありますけれども、これは実際1,000㎡を超えていますよね。

事務局

それにつきまして、地域整備課の担当者に今回の再生可能エネルギー、この条例を担当している担当者に確認しましたら、太陽光パネルの設置している面積がこの事業面積ということになるので、それで該当するとやったんですけども。

15番委員

私今まで聞いた話では、太陽光パネルの置いてある全部の面積がその対象になるので、パネルの面積だけじゃないというふうに聞いているんですけども、もしもそれが本当だったら、今まで許可が出なかったところでも出てきちゃうと思うんですね。その辺の経緯、もう一度確認してもらえますかね。

事務局

すみません、そうしましたら、今日中にまた地域整備課の担当者に確認して、許可の理由についてももう一度確認して、また後で報告いたします。すみませんでした。

議 長

そうなりますと、これを皆さんに許可をお願いするということは、事務局どうしましょうか。

事務局

すぐ担当に、恐らく多分水平投射、パネルの水平投射面積が1,000㎡を超えないと該当じゃないということだと思うんですけども、ちょっと複雑なのは、さっきの指導要綱なんかは1,000㎡以上となっている可能性が高いんで、面積で、区域のみの1,000㎡になると思います。私どもの説明が悪かったのか、今回恐らく小規模のぎりぎりの面積の……。

議 長

ちょっと暫時休憩に入りますか。

暫時休憩いたします。

(休憩)

これより会議を続行いたします。

議案第5号 農地法第5条の案件の審議に入ります。

原澤さん。どのような方向にお持ちしたらよろしいでしょうか。

事務局 先ほどの質問については、1,000㎡を超えるものかどうかの判定が、開発面積と言うか。

15番議員 1,000を下回るものができるかできまいが、開発面積でいいんじゃないんですか、普通は。例えばソーラーの面積だけで言ったら、今それで建てているところだけ、うそを言えば半分の面積になりますよ。

事務局 お手元の資料にあるのが、(3)からご説明させてもらったとおり、事業区域の面積が1,000㎡未満の事業ということでなっているところでございます。これちょっとほかの資料なんです、今回、先ほど話したとおり景観条例に該当するところになっているんですが、この景観条例上だと、築造面積については383㎡、太陽光パネル自体の多分この水平面積については、この383㎡と思われます。

それ以外の面積というのが963㎡あるんですが、景観条例上の数字なんで、あくまでもちょっとははっきりしないところもあるんですが、その築造面積、太陽光パネルが築造面積だとすると、383㎡しかないんで、それについて、再エネの条例についても、適用している、そういう認識だと思われま。思われますというのは、先ほども許可証、通知内容を私どもちょっと取得していないので、出ていても分からないし、通常であれば審議会を開催されるわけなんで、もし該当の物件があれば、審議会は開催されていませんので、審議に当たらないという解釈になるのかなと感じます。

その件についてははっきり、今先ほどお話ししたとおり、開発担当2名がちょっと席不在していますので、現段階で担当伊平のほう確認したところで、確認ができないということでございますので、私どもの資料からすると、景観条例として、その面積383㎡となるという解釈で、適用外だと。

議長 農業委員会では、これは許可相当と認めるか認めないかによるわけで、先ほども言いましたように、農業委員会がこの太陽光がいいとか悪いとかというのではなくて、あくまでも農地の転用ということに引っかかってくれば、それが妥当であるか、妥当でないか、原澤さんがもし分かっていたら、383㎡、それとも条例どおりにこの規定でいくかどうか。これは許可できないよ、この条例に違反しているんだからという話になるか、農業委員会の立場であくまでも考えていただいて、これが該当をするようかしないようかで、分かっていたら、これを許可相当というか、そんなふうに考えて進めたいと思っておりますが。

事務局 追加の資料を説明させてもらってもよろしいですか。

今ちょっと手元に資料が入ったんですけども、まず2つ、太陽光については、同基準までということなんです、その辺については、まず定格出力が30kw未満、また事業区域の面積が1,000㎡ということでございます。

先ほど来話したとおり、パネル、図面も手元に平面図みたいなのが、あるんですけども、それを見させてもらおうと、結構パネル間については、結構間があるので、現実に私がこれを測量しているわけではないんですけども、図面測量になるんですけども、形ではないんで、そこの面積については383

の面積、先ほどのとおり間違いないと思われまので、もし今よろしければその資料を回覧していただくのでよければそれを見ていただいて、そこがクリアされている。それで、2つともクリアされているのであれば、該当しないということになると思います。

確かに条例で、今度の3月で改正になって、現段階だと両方以下で未満でない駄目だと思うんですけども、今度の改正で、どちらかでも引っかかれば、その再エネのほうの条例にかかるという形に変更になるという話は聞いているんですけども、いつからというのは、ちょっとはっきりとは分からないんですけども、そういった形になります。

その図面が回覧させてもらうのでよければすぐ。いいですか。その面積で確認というのは、後日また報告させてもらうのでよろしいですかね。根拠としてはちょっと薄い根拠なんですけれども、先ほどの審議会が開かれていないということから、該当していないということに解釈させていただいて、その理由も、確認させて、またご報告のほうさせていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

農業委員会としては、それに関してのことは、条例に関してのこととか、それはなくて、それを許可するに当たっての調査項目、そういうことを承知している案件だと思っておりますので、本日その明確な報告を、太陽光の面積なのか、土地の面積なのか、その辺のことを事後明確に報告していただきたいと思っております。

原澤さん、以上でよろしいでしょうか。

ほかに皆様のほうからご質問あったらお願いいたします。

いろいろとご議論されましたが、皆様のほうからなければ、許可とする方向でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議案第5号の案件は許可といたします。

続いて、議案第6号 農用地利用集積計画(一括方式)について、事務局より説明がございます。お願いいたします。

事務局

5ページをお開きください。

議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の賃貸借の通年16, 163㎡、使用貸借の通年4, 431㎡、畑の賃貸借の通年1, 203㎡、利用権存続期間は田の10年20, 594㎡、畑の10年1, 203㎡。田と畑の合計は21, 797㎡です。貸手は7戸、借手は1戸でございます。

7、8ページに総括表がございますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると

考えます。

以上、よろしく願いいたします。

議 長

説明がございました。ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

なければ、承認といたしますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

議案第6号は承認といたします。

大きな5番の協議事項・報告事項に入りたいと思います。

(1) 農業経営改善計画の認定について、事務局より一括報告がございました。

事務局

9ページをお開きください。

報告第1号 農業経営改善計画の認定について報告いたします。

今回の内容としましては、継続2件の認定案件となります。認定日は令和6年1月10日となります。

恐れ入りますが、詳細内容については記載のとおりとなりますので、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

以上よろしく願いいたします。

議 長

事務局より説明が終わりました。

報告事項なので、皆様のほうからご質問、ご質疑あればお受けいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

3番委員

3番、下津担当内海です。

改善計画、協議も含め見させてもらったんですけども、この数字が何か独り歩きしているようなんですけども、例えばこの年間所得というものは、何か基準があるのでしょうか。

議 長

事務局お願いできますか。

事務局

説明をさせていただきます。

こちら基盤法で5年に1回改正させてもらって、昨年ちょっとパブコメがあるよとか、4月だとか5月にお渡ししたと思うんです。それを改正されたんですが、どのくらいを、この改善計画というのは、要は計画的に農業をやって、その基準がどのくらいの所得を目指すべきなのかというのを出させてもらってあります。そちらについて、今提供させていただく基盤法上の所得については、平均で350万円以上を計画として認める形になっておりますので、350万円以上の農業所得を目指す計画を立てていただかないと、町長の認定は取れないという形です。

今回については、計画が出てきて審査されて、町長が認めるよという話であったものを、農業委員会で承認するというか、そういう行為になりますので、昔は農業委員会で審査をさせていただいたときもあったんですが、現段階は、もう少し簡易な方法でということで、前々回辺りに改正になって、今の方法を取らせていただいているところでございます。

こんな説明で大丈夫ですか。

3番委員 数字足りていればいいということですね、売上げと所得というのを混同されているような状態で、以前はいろいろな改善がなされることだということの協議をしたこともあったんで、その辺のところはどうかということで今説明させてもらいました。

以上です。

事務局 ありがとうございます。

あくまでも農業所得でございますので、収入から必要経費を引いたものが所得でございますから、農業についても同様であると考えます。

以上です。

議長 ほかの委員の方からもご質問あればお受けいたしたいと思います。ございませんか。

なければ、承認といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

では承認といたします。

委員の方々から報告、質疑等がありましたら、またご提案、協議事項がある場合は挙手をいただいて、お願いいたします。

皆様のほうから何もございません。

事務局から何か用意してございますか。

事務局 特にございません。

議長 では、6番のその他に移りたいと思います。

皆様のほうでご意見等あったらお願いいたします。

その他でも事務局ございませんか。

事務局 ございません。

以上で、議事、報告事項の全てを終了したいと思います。

閉会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後2時43分〕